

第1回まちづくり委員会が 開催されました

町のいろいろな課題を話し合い、町長に提言する「まちづくり委員会」の初めての会議が、6月6日町公民館で開催されました。

43人の委員中、32人の委員が出席し、この委員会のアドバイザーとしてお招きした、酪農学園大学の河合博司教授による、まちづくりについての講演を聞き、今後の委員会の運営などについて話し合いました。

また、委員長には柴田喜八さん（西幸町）、副委員長には杉田重則さん（日出）が選出されました。

※詳しくは、今月号広報折込みの「月報まちづくり委員会」をご覧ください。



ふるさと銀河線のコンクリート柱、 木柱をお譲りします

町では6月から11月まで鉄道物件などの撤去工事を実施しています。

不要となったコンクリート柱、木柱を必要な方にお譲りしますので下記までお申し込みください。

なお、木柱についてはクレオソート油が使われている可能性があるため、農業資材などの事業用に限定させていただきますので、ご了承ください。

- 申込み 7月1日(火)から7月15日(火) (先着順)
- 申込先 建設課管理係
(☎ 47-2118 役場1階 窓口4番)
- 引渡し場所 町が指定する日に実郷土場ほかで

種別	全長	末口元	口重	重量	本数
コンクリート	12 m	19 cm	35 cm	860 kg	9本
コンクリート	11 m	19 cm	35 cm	780 kg	25本
コンクリート	10 m	19 cm	35 cm	680 kg	33本
コンクリート	9 m	19 cm	35 cm	590 kg	209本
コンクリート	8 m	14 cm	20 cm	380 kg	4本
コンクリート	7 m	14 cm	20 cm	310 kg	11本
コンクリート	6 m	12 cm	12 cm	200 kg	5本
コンクリート	5 m	11.5 cm	11.5 cm	130 kg	5本
木	9 m	19 cm	35 cm	280 kg	102本

ふるさと銀河線 「メモリアル文集」が完成

ふるさと銀河線の思い出をつづった「メモリアル文集」が完成し、町図書館などの社会教育施設や、各小中学校の図書室に設置しましたのでご覧ください。

- 内容
 - 寄稿者 14人
(訓子府町出身の児童文学者・松岡義和氏の特別投稿を含む)
 - A4判 48ページ
(このうち記録写真8ページ)



入院食事代減額の申請を

国民健康保険被保険者が入院したとき、町民税非課税世帯の場合は、申請により食事代が減額されます。

既に減額の認定を受けている方についても、有効期限が7月31日までとなっていますので、新たに申請が必要です。

申請は7月25日(金)以降にお願いします。

国民健康保険高齢(70歳～ 75歳未満)受給者証の一斉更新

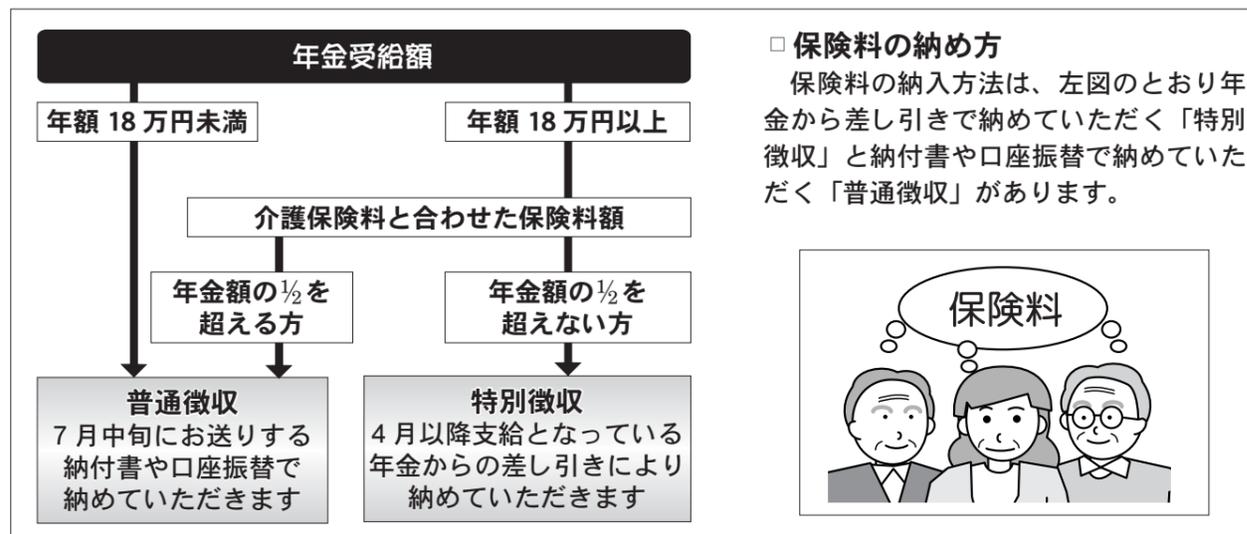
高齢受給者証の一斉更新を行います。対象の方に7月中に受給者証を郵送します。

福祉保健課医療給付係
(☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

平成20年度の後期高齢者医療保険料の金額をお知らせします

4月から、75歳以上の方(65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された方)を対象に、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まり、平成19年中の所得で計算した保険料の額について、7月に被保険者の皆さんに「保険料額決定通知書」をお送りします。



□ 保険料の納め方

保険料の納入方法は、左図のとおり年金から差し引きで納めていただく「特別徴収」と納付書や口座振替で納めていただく「普通徴収」があります。



【特別徴収】

保険料の納め方は、原則として介護保険料と同様、2か月に一度支給される年金から、2か月分の保険料が自動的に差し引かれます。

※特別徴収は、年6回年金の支払い月に天引きされます

仮徴収(4月から9月の6か月分)		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)

平成19年中の所得が確定するまでに、平成18年中の所得を基に算定した保険料を6で割った額が支給月から天引きされます。

本徴収(10月から3月の6か月分)		
10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

平成19年中の所得を基に算定した確定保険料から仮徴収額を差し引きし、残った額を3で割った額が支給月に天引きされます。

◇普通徴収の納期は6期となっており、納期限は下記のとおりです。

期別	納期
第1期	7月16日～7月31日
第2期	8月16日～8月31日
第3期	9月16日～9月30日
第4期	10月16日～10月31日
第5期	11月16日～11月30日
第6期	12月10日～12月20日

【普通徴収】

年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える方については、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替などで保険料を納めていただきます。



※75歳以上で会社の健康保険などの社会保険の加入者(被保険者または被扶養者)だった方は、4月からの特別徴収の対象とはならず、7月以降の普通徴収(納付書など)や特別徴収の方法で、保険料を納めていただきます。

■ 問合せ福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)